

## 経営管理権集積計画書\_新旧対照表

【赤字は改正部分】

変更後	変更前
<p>2 共通事項</p> <p>(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）</p> <p>① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。</p> <p>② 乙は、<u>乙</u>の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する<u>諸手続等</u>は乙がこれを行うものとする。</p> <p>③ <u>乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。</u></p> <p>④ <u>(削除)</u></p>	<p>2 共通事項</p> <p>(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）</p> <p>① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。</p> <p>② 乙は、<u>甲</u>の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する<u>諸手続</u>は乙がこれを行うものとする。</p> <p>③ <u>乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。</u></p> <p>④ <u>乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。</u></p>